



@HARE_TEL



@YURULIRA_JIBUNJIKAN

- 夕食は、糀プロデューサー監修の手作り糀調味料を使った『五感で味わう糀プレート』をご用意しております。地元でとれた旬の食材を使ったココロとカラダが喜ぶお食事プレートです。
- 夕食のあとは写経、ヨガなどで瞑想体験
『今ここ』を五感で感じ、溢れる感情を味わい、心と身体が繋がる心地よい時間をお過ごしください。
- 夜の自由時間はヒーリングセッションなどもできます。(別途料金)
- 2日目午前中のWSは『つける度に気分が上がる！安心安全な材料で幸せリップルージュ作り体験』です。世界に一つだけの口紅を作りましょう。香りも選べます。
- すべてを感じ味わいつくして本当のクリアな『あなた自身』を思い出し感じる『ヒーリング＊リトリート』

2月6日(火)ー2月7日(水)

心も身体も癒す旅

(1泊2日)

モニター
先着3名限定

ヒーリング＊リトリート

一目の前に広がる広大な海 心も身体も癒すあなただけの特別な体験を一

海のそばに建つ泊まれる珈琲屋さん

ゲストハウス&カフェ ハレテル

[島根県益田市高津イ2577-125]

料金

1泊2食付 お一人様26,000円(税込)

(※4名様 相部屋となります。1人部屋をご希望の場合は要相談)

・現地集合・現地解散(最少催行人数 2名)

※萩・石見空港でお越しの方は無料送迎有り(要予約)

スケジュール

1日目 ハレテル チェックイン(14:00~18:00)

(夕食まで、海辺を散歩したり、海を眺めながらゆっくり自由時間をお過ごしください)

19:00 夕食(糀プレート)

20:00 ヨガ・写経・瞑想体験

2日目 9:00 朝食(モヌッカのパン)

10:00 幸せリップ手作り体験 ワークショップ

企画

ゲストハウス&カフェハレテル

主催・お問い合わせ



※糀プレート(イメージ)

Web申込はこちらから



島根県知事登録旅行業第3-99号 (一社)全国旅行業協会正会員

一般社団法人益田市観光協会

島根県益田市駅前町17-2 (0856) 22-7120

総合旅行業務取扱管理者 川崎 聡美

旅行業務取扱管理者はおお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

【ご案内】

- ・申し込みは1月31日までお願いいたします。
- ・飲み物代はお客様ご負担となります。現地にてお支払いください。
- ・添乗員は同行いたしません。お渡しする行程表の通りお手続き下さい。

（一社）益田市観光協会 ご旅行条件書（抜粋）

1. 募集型企画旅行契約

- 1) この旅行は、一般社団法人益田市観光協会（島根県益田市駅前町17-2、島根県知事登録旅行業第3-99号、以下「当協会」という。）が企画・募集・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- 2) 「募集型企画旅行」とは、当協会があらかじめ旅行者の募集のために、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊サービスの内容ならびに旅行者が当協会に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- 3) 当協会はお客様が当協会の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という。）の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- 4) 旅行契約の内容・条件は、募集パンフレットまたはホームページ・本旅行条件書（以下「契約書面」という。）
- ・ご出発前にお渡しする最終旅程表と称する確定書面及び当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「約款」という。）によります。

2. 旅行契約のお申し込み・ご予約

- 1) 当協会において、お客様からの旅行契約のお申し込みまたはご予約を承ります。
- 2) ご来店の場合、当協会所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、後記の申込金を添えてお申し込みいただきます。
- 3) 申込金の額は下記のとおりです。なお、申込金は後記する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱いいたします。
- ただし、特定期間、特定コースについては、別途募集パンフレットまたは、ホームページに定めるところによります。

旅行代金 (お一人様)	3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
申込金 (お一人様)	6,000円 以上 旅行代金まで	12,000円 以上 旅行代金まで	20,000円 以上 旅行代金まで	30,000円 以上 旅行代金まで	旅行代金の 20%以上 旅行代金まで

3. 旅行契約の成立時期

- 1) 第2項旅行契約のお申し込み・ご予約2) 3) の場合のうち電話またはご来店によるお申し込みの場合は、当協会が契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で成立いたします。
- 2) 電話またはご来店ではなく、ファクシミリ、電報、テレックス、インターネット及び郵便等にてお申し込みまたはご予約がなされた場合は、下記の時点で成立いたします。
- ア) 事前に申込金のお支払いがあった時は、当協会が承諾する旨の通知を發したとき。
- イ) 事前に申込金のお支払いがない時は、当協会が申込金を受理した後に当協会が承諾した旨の通知を發したとき。
- 3) 本項1) 2) にかかわらず通信契約の成立時期は、第24 項通信契約3) に定める時期とします。

4. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、各パンフレットまたはホームページ等に明示した期日までに お支払いいただきます。

5. お客様による旅行契約の解除

1) 旅行開始前の解除

- ア) お客様は第15項取消料に定める取消料を当協会にお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
- ただし、解除のお申し出は当協会の営業時間内にお受けいたします。
- イ) お客様は、次の各号に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行計画解除することが出来ます。
- a) 第11項旅行契約内容の変更に基づき契約内容の重要な変更が行われたとき、ただしその変更が第23項旅程保証の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
- b) 第12項旅行代金の変更1) に基づき旅行代金が増額されたとき。
- c) 天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合に旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- d) 当協会がお客様に対し、第5項契約書面と最終旅程表のお渡し2) に記載の最終旅程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
- e) 当協会の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- ウ) 当協会は本項1) のア) により旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。
- 取消料を申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。
- また、本項1) のイ) により旅行契約が解除されたときにはすでに収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しいたします。

6. 取消料

- 1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対してお一人につき下記の料率で取消料をいただきます。

この書面は、旅行業法第12条の4の定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5の定めるところの契約書面の一部となります。

詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、事前にご確認のうえお申込みください。

また、下記以外の取消料を定める場合は各パンフレットまたはホームページ等に明示し、その明示した料率を適用します。

なお、複数人数のご参加で、一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

「宿泊プラン」「タクシープラン」にかかわる取消料

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって		旅行開始日の当日	旅行開始後の解除 無連絡不参加
	4日目 にあたる日まで	3日目以降 前日まで		
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

- 2) 当協会の定める申込期限内に、お客様のご都合で出発日・コース・利用 便・宿泊ホテル等行程中の一部を変更される場合も取り消しとみなし上記もしくは各パンフレットまたはホームページ等に明示した取消料が適用されます。
- 3) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当協会は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし上記もしくは各パンフレットまたはホームページ等に明示した料率で違約 料をいただきます
- 4) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、約款の別紙特別補償規定第二 条第三項目に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいい添乗員または当協会係員が受付を行う場合はその受付乗客のみが入場できる空港構内における手荷物の検査等の完了時以降をいいます。

7. 当協会による旅行契約の解除

1) 旅行開始前

- ア) お客様が当協会所定の期日までに旅行代金を支払われない時は、当協会は旅行契約を解除することがあります。このときは第15項に規定する取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- イ) 次の各号に該当する場合は、当協会は旅行契約を解除する場合があります。
- a) お客様が当協会があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
- b) お客様の病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- c) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- d) お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- e) お客様の人数が、契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行については3日目）にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
- f) 農産物収穫等を目的とする旅行における農産物等の生育不足のように、当協会があらかじめ明示した旅行条件が成就しないときあるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- g) 天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合に旅行日程に従って、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となりまたは不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- h) お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- i) お客様が、当協会に対して暴力的な要求行為、不当な要約取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ウ) 当協会は本項1) のイ) により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金（あるいはお申し込み金）の全額を払い戻しいたします。

【旅行企画・募集・実施】

島根県知事登録旅行業第3-99号 （一社）全国旅行業協会正会員

一般社団法人益田市観光協会

島根県益田市駅前町17-2 TEL0856-22-7120
総合旅行業務取扱管理者 川崎 聡美

募集型企画旅行実施可能区域

島根県：益田市・浜田市・津和野町・吉賀町 山口県：萩市・岩国市
広島県：北広島町・安芸太田町・廿日市市

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所の旅行取引の責任者です。
この旅行契約に関して、担当者からの説明に不明な点がございましたら、ご連絡なく上記旅行業務取扱管理者にお問い合わせください。